測量法並びに同施行令及び同施行規則の改正

- 測量業務の担い手の確保 -

総務部 政策課
岩崎 徹

本日の内容

1. はじめに

2. 測量法及び関係法令の改正【改正の概要】

（1）測量業務の担い手（測量士・測量士補）の確保

① 測量士・測量士補を輩出する「養成施設」の要件の見直し

② 現在の有資格者と同等以上の知識や技能を持つ人への資格付与

③ 資格の在り方の検討

（2）測量成果等の提供の電子化

（3）測量業の登録に関する暴力団排除規定の整備

3. まとめ

国土地理院

測量法等の改正

測量法は、昭和24年に制定されて以来、時代の変化にあわせてその都度改正を行っています。

令和6年6月12日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律」として議員立法により、**担い手の確保**という共通の改正目的から、品確法と一括して、**測量法**の**改正**が行われました。

また、関係する政省令（**測量法施行令**）・（**測量法施行規則**）の**改正**も行われ、**令和7年4月1日から施行**されました。

測量法

測量法は、測量を実施するための手続や、測量業務に従事するための資格要件などを定めた法律です。

（目的）

第1条　この法律は、国若しくは公共団体が費用の全部若しくは一部を負担し、若しくは補助して実施する土地の測量又はこれらの測量の結果を利用する土地の測量について、その実施の基準及び実施に必要な権能を定め、**測量の重複を除き**、並びに**測量の正確さを確保**するとともに、測量業を営む者の登録の実施、業務の規制等により、**測量業の適正な運営とその健全な発達**を図り、もつて各種測量の調整及び測量制度の改善発達に資することを目的とする。

構成

第1章　総則
第2章　基本測量
第3章　公共測量
第4章　基本測量及び公共測量以外の測量
第5章　測量士及び測量士補
第6章　測量業者
第7章　補則
第8章　罰則

国土地理院

法改正の背景

喫緊な課題

【技術の進展に対応した測量士等の担い手の確保】

- 測量業に従事する測量技術者（**測量士・測量士補**）の高齢化や若い世代の減少が進み、**将来の担い手不足**が懸念されていました。
- 近年、測量技術の発展は目覚ましく、現場での活用も進んでいることから、最新の測量技術の知識や技能を持った**技術者の確保**が必要とされていました。

【測量成果等の提供の電子化】

- 国土地理院が**保管している測量成果等**（例：旧版地図）の**提供方法**は、**書面（紙）で交付**するものでした。

法改正の概要

(1)測量業務の担い手(測量士・測量士補)の確保

① 測量士・測量士補を輩出する「養成施設」の要件の見直し

② 現在の有資格者と同等以上の知識や技能を持つ人への資格付与

③ 資格の在り方の検討

(2) 測量成果等の提供の電子化

(3) 測量業の登録に関する暴力団排除規定の整備

2. 測量法及び関係法令の改正

国土地理院

法律 → 省令

・測量士等の養成施設の **登録要件の詳細** を法律事項から省令事項に変更

政令 → 省令

・測量士等の **登録・試験に関する委任** を政令事項から省令事項に変更

↓

時代の変化に応じた **柔軟かつ機動的な対応を可能** とする

担い手となる「測量士・測量士補」とは

（測量法第48条）

技術者として「基本測量」・「公共測量」に従事するために必要な資格

- 基本測量：すべての測量の基礎となる測量で国土地理院が行うもの
- 公共測量：基本測量以外の国又は地方公共団体等が行う測量
  （局地的測量や高度の精度を必要としない測量を除く。）

測　量　士：測量に関する計画を作製・実施
測量士補：測量士が作製した計画に従い、測量に従事

（測量法第55条の13）

測量業者は、営業所ごとに、1人以上測量士を置くことが必要。

国土地理院

「測量士・測量士補」となるには・・

（改正前）

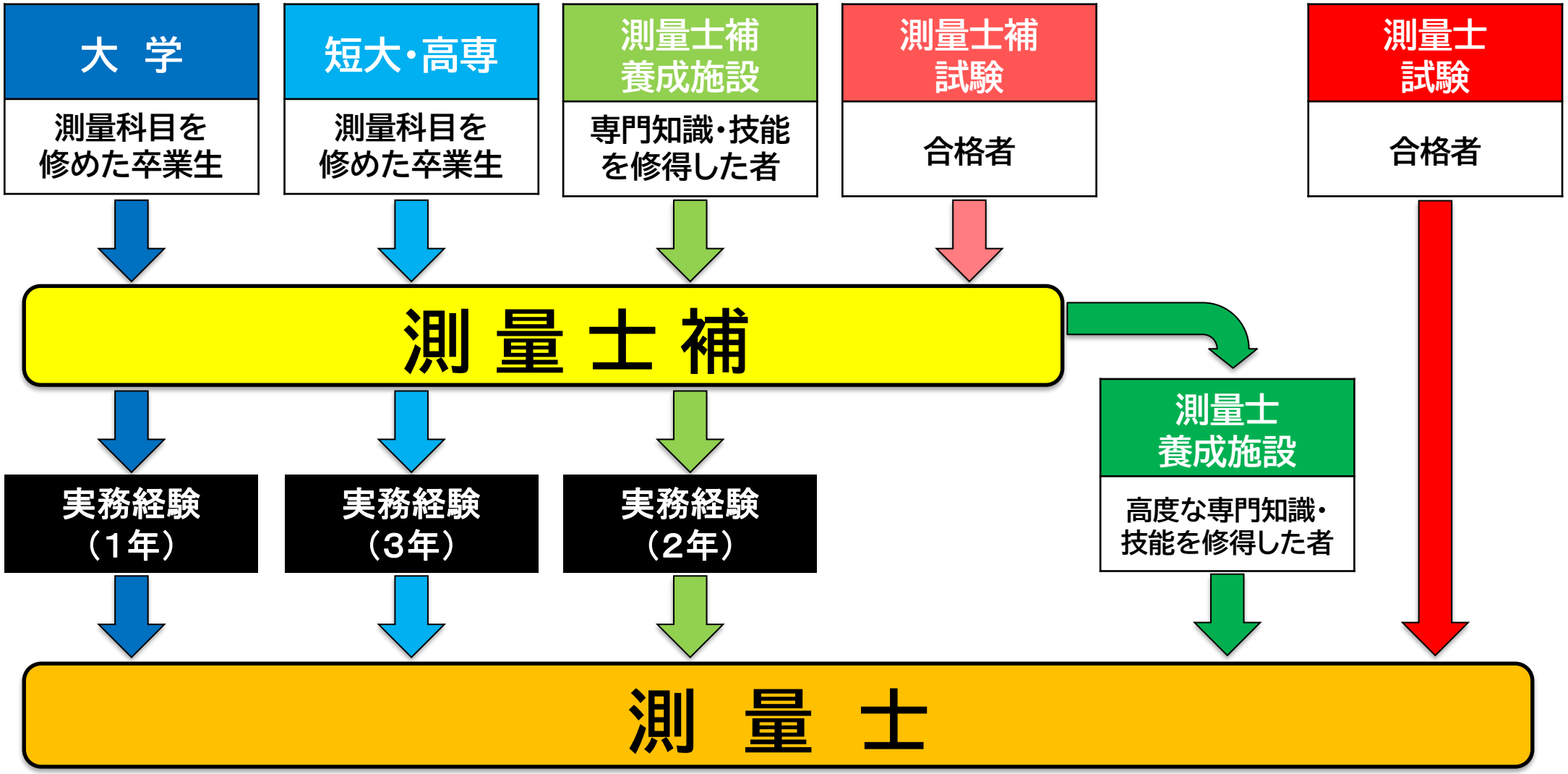

国土地理院

(1)測量業務の担い手(測量士・測量士補)の確保

①「養成施設」の要件の見直し

養成施設とは・・

測量法で要件を定めた
「測量に関する専門の知識及び技能を有する者を養成する」
ための施設

修得した者には測量士・測量士補となる資格を付与

↓

全国の**測量業を支える存在であり、現場の即戦力**として期待

2. 測量法及び関係法令の改正

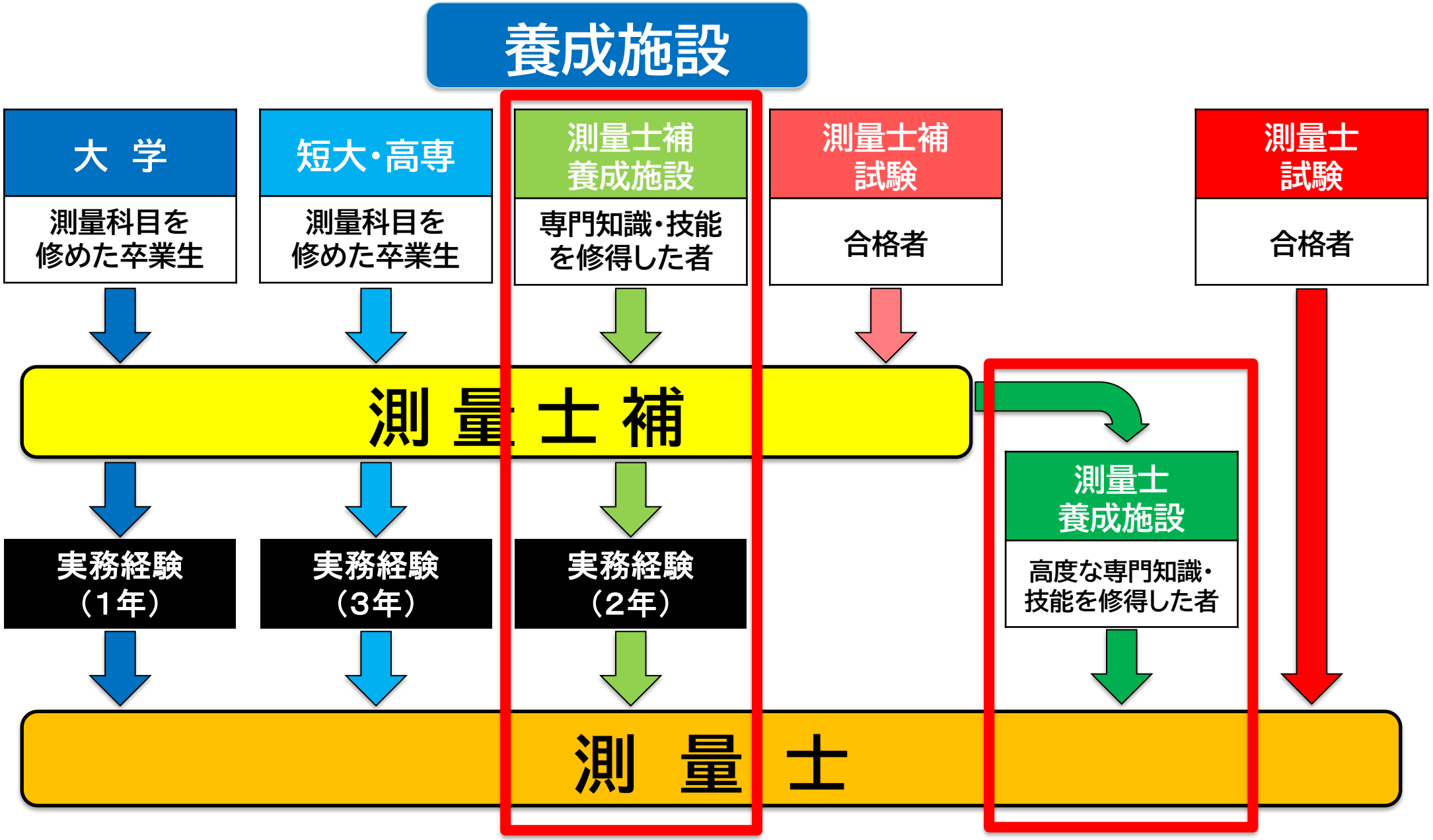

①「養成施設」の要件の見直し

近年、養成施設の 施設数 や 生徒数 が 減少 傾向

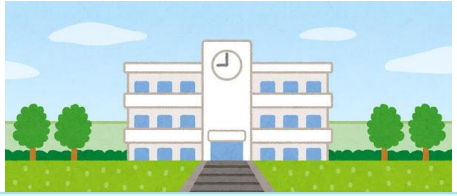

平成22年
全国に16校

減少

令和６年
全国に10校

養成施設を取り巻く環境の変化にあわせた**要件の見直し**を行い、技術の進展に対応した測量士・測量士補の育成・確保の後押しが必要

①「養成施設」の要件の見直し

養成施設を取り巻く環境の変化にあわせた**要件の見直し**を行い、技術の進展に対応した測量士・測量士補の育成・確保の後押しが必要

- 「科目」・「実習機器」の要件について、技術の進展に対応し変更
- 「専任教員の人数」の確保要件について、施設の規模に応じて適正化

法律 → 省令

国土地理院

①「養成施設」の要件の見直し

養成施設で講義・実習を行う 測量に関する**「科目」の変更** の例

法律 → **省令**

技術の進展に対応

削除する科目

三角測量

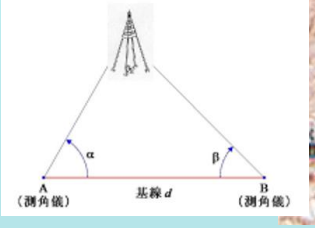

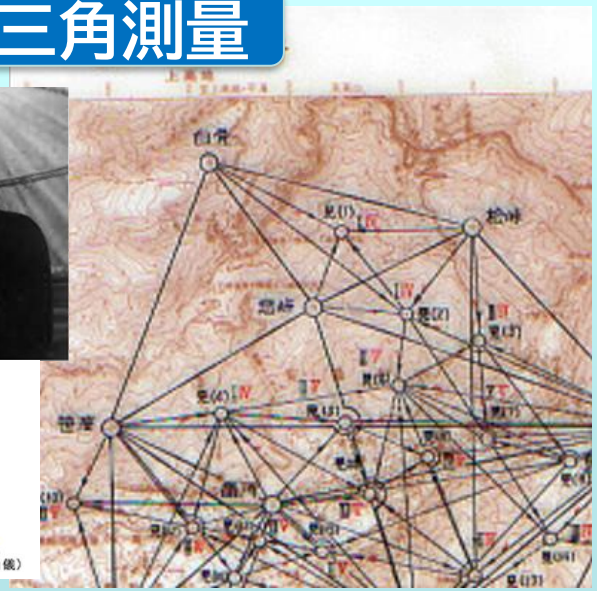

追加する科目

三次元点群測量

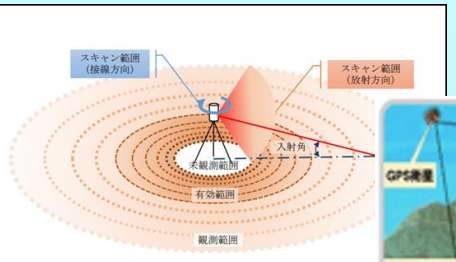

2. 測量法及び関係法令の改正

国土地理院

「科目」等の変更（改正後 省令）

測量士補 養成施設

測量に関する科目			授業時数 講義	授業時数 実習
一	測量に関する法規		30	
二	測量に関する数学		75	
三	測量に関する情報処理		15	30
四	測地学概論		45	
五	測地測量	（削除：三角測量）	105	105
		（多角測量）		
		（全球測位衛星ｼｽﾃﾑ測量）		
		（水準測量）		
六	測図測量	（地形測量）	105	150
		（写真測量）		
		（地図編集）		
七	応用測量		60	60
八	その他の測量関連科目		120	
総授業時数			900	

測量士 養成施設

測量に関する科目			授業時数 講義	授業時数 実習
一	測量に関する法規及びこれに関連する国際条約		30	
二	測量に関する基礎理学		60	
三	測量に関する基礎工学		75	15
四	測地測量		90	75
五	測図測量	（地形測量）	60	60
		（写真測量）		
		（地図編集）		
六	三次元点群測量		30	30
七	応用測量		45	60
八	地理情報システム		60	60
九	測量に関する課題研究	（課題研究）	90	
		（表現技術）		
十	測量実務		45	15
総授業時数			900	

国土地理院

①「養成施設」の要件の見直し

養成施設が有しなければならない**「実習機器」の変更**の例

法律 → 省令

技術の進展に対応

削除する実習機器

ディジタイザ

反射式立体鏡

プロッタ

追加する実習機器

地理情報システム

国土地理院

「実習機器」の変更（改正後 省令）

実習機器	数量	性　能
セオドライト又は トータルステーション	15	水平目盛盤及び高度目盛盤の最小目盛値が三十秒単位のもの
レベル	15	主気泡管感度が1目盛当たり四十秒のもの
電子レベル		電子画像処理方式による自動読取機構を有し、かつ、最小読取値が〇・一ミリメートルのもの
全球測位衛星システム測量機	1	距離測定精度が次の式により計算した数値のもの $P=10+2\times10^{-6}\times D$（単位　ミリメートル） （この式において、Pは距離測定精度を、Dは測定距離を表すものとする。）
電子平板	1	トータルステーション又は全球測位衛星システム測量機により観測されたデータを処理する機能を有するもの
デジタルステレオ図化機	1	一対の空中写真から得られた像を実体視し、座標測定した結果を、保存及び表示することができるもの
イメージスキャナ	1	日本産業規格A2の大きさの用紙を用いることができるもの
地理情報システム （測量士養成施設のみ）	1	地理情報及び付加情報をコンピュータ上で作成、保存、利用、管理、表示、検索、計算及び分析することができるもの
レーザスキャナ （測量士養成施設のみ）	1	点群データが取得できるもの

（削除された実習機器）

- 平板
- 反射式実体鏡
- ディジタイザ
- プロッタ
- パーソナルコンピュータ

国土地理院

①「養成施設」の要件の見直し

養成施設で測量に関する科目を教授する**「専任教員の人数」**

人数を緩和（施設規模に応じて適正化）

法律 → **省令**

測量士 養成施設

総員数	専任教員の人数
―	―
―	―
生徒定員150人以下	最低6人
生徒定員150人超	超数100人ごとに、上記+2人

→

総員数	専任教員の人数
生徒定員50人以下	最低2人
生徒定員100人以下	最低4人
生徒定員150人以下	最低6人
生徒定員150人超	超数100人ごとに、上記+2人

測量士補 養成施設

総員数	専任教員の人数
―	―
生徒定員150人以下	最低3人
生徒定員150人超	超数100人ごとに、上記+1人

→

総員数	専任教員の人数
生徒定員100人以下	最低2人
生徒定員150人以下	最低3人
生徒定員150人超	超数100人ごとに、上記+1人

国土地理院

(1)測量業務の担い手(測量士・測量士補)の確保

② 現在の有資格者と同等以上の知識や技能を持つ人への資格付与

測量法第50条・第51条

大学や短期大学等の「卒業者」には測量士・測量士補となる資格を付与

付与には 「卒業」が条件

学位授与機構による学位授与者は、大学等の卒業者と同等以上の学力を有するにも関わらず、「卒業者」ではないことから測量士・測量士補資格を付与する対象者とならない

学位授与機構による「学位授与者」等、現行の測量士・測量士補となる資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者について、測量士・測量士補となる資格を付与する

国土地理院

同等以上の知識・技能を有すると認定した者

（新設）測量法第50条第6号・第51条第5号

国土交通大臣が測量士・測量士補となる資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者について、測量士・測量士補となる資格を付与する

新しい資格取得ルートとして、測量業における担い手の確保につながるものと期待

具体的な内容は「省令及び国土交通大臣告示」で規定

2. 測量法及び関係法令の改正

国土地理院

同等以上の知識・技能を有すると認定した者

新設

大　学	短大・高専	測量士補養成施設	測量士補試験	（左記と）同等以上の知識・技能を有すると認定した者	測量士試験
測量科目を修めた卒業生	測量科目を修めた卒業生	専門知識・技能を修得した者	合格者	学位授与機構から学士の学位を授与され測量科目を履修した者	合格者

↓

測 量 士 補

↓

実務経験（1年）	実務経験（3年）	実務経験（2年）	測量士養成施設：高度な専門知識・技能を修得した者	実務経験（1年）	

↓

測　量　士

国土地理院

② 現在の有資格者と同等以上の知識や技能を持つ人への資格付与

国土交通大臣告示の概要　（令和7年3月25日　国土交通省告示第204号）

1. 測量士（第50条第6号）関連

学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「学位授与機構」という。）から学士の学位を授与された者で、その学位授与の要件となった大学等の課程において測量に関する科目を修め、かつ、測量に関し1年以上の実務の経験を有するもの

2. 測量士補（第51条第5号）関連

学校教育法第104条第7項の規定により、学位授与機構から学士の学位を授与された者で、その学位授与の要件となった大学等の課程において測量に関する科目を修めたもの

国土地理院

(1)測量業務の担い手(測量士・測量士補)の確保

③ 資格の在り方の検討

測量士・測量士補の**中長期的な育成・確保の観点から**、測量士・測量士補となる**資格の在り方の見直しが必要**

法律上に明文化

(新設) 測量法第54条の2

政府は、測量士・測量士補の中長期的な育成及び確保に留意して、**測量士・測量士補となる資格の在り方について検討**を加え、その結果に基づいて**必要な措置を講ずる**

国土地理院

（2）測量成果等の提供の電子化

国土地理院が保管している測量成果（旧版地図）等の提供方法は、紙を前提とした規定 （謄本又は抄本の交付：書面）

（改正） 測量法第28条

国土地理院が保管している測量成果等について、書面に加え、電磁的方法（DVD等）での提供が可能となった。

提供の請求に係る手数料は「政令」で、提供の方法は「省令」で規定

国土地理院

測量成果等の提供の電子化

【測量成果等】

紙

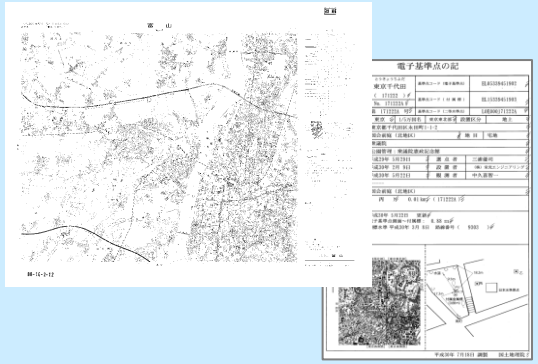

・旧版地図
・成果表
・点の記
等

電磁的記録

追加

・地図
・その他
図表 等

【交付・提供方法】

従前

書面交付

・謄本・抄本の交付

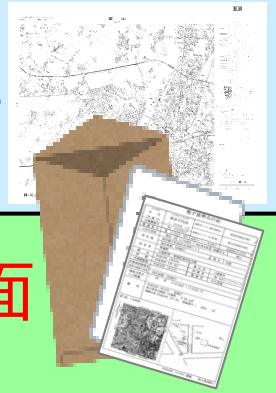

・電磁的記録を書面で提供

追加

電磁的提供

追加

・メディア（DVD等）で提供

地図等

・メール送信で提供

国土地理院

（3）測量業の登録に関する暴力団排除規定の整備

（法律上に明文化）測量法第55条の6第1項第4号

測量業者の登録拒否理由として、暴力団員等であることを追加

↓

測量業の適正な運営と健全な発達を図る

※　国土交通省不動産・建設経済局が所管

3. まとめ

国土地理院

国土地理院では、法改正を受けて、測量士及び測量士補となる資格の在り方の検討を進め、資格制度の改善や測量業における担い手の確保に資する取組等を着実に実施してまいります。

御清聴ありがとうございました。

測量法関連の情報は国土地理院HPを御覧ください。

https://www.gsi.go.jp/sokuryouhou.html